

第 6 6 号議案 長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

<目次>		ページ
1	改正する条例	P2
2	改正する背景	P2
3	改正概要	P3
4	施行期日	P5
5	新旧対照表	P6

総 務 部

令和 7 年 6 月

1 改正する条例

- ・長崎市職員の育児休業等に関する条例

《上記条例の改正に関連する下記2条例についても附則で改正するもの》

- ・長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例

2 改正する背景

- 少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備することが求められている。
- 令和6年5月、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を図るため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正が行われた。
- 令和6年8月、人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」においても「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかになり、このうち「育児時間（本市では部分休業）の取得パターンの多様化等」について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、令和7年10月1日から施行されることとなった。このことに伴い、職場環境の整備の観点から、本市においても部分休業の取得パターンの多様化等について、条例の改正を行おうとするもの。

3 改正概要

(1) 部分休業（国の育児時間）制度の拡充

職員の子が小学校就学の始期に達するまで、公務をしつつ子を養育することを容易にするための新たな措置として部分休業を取得できるパターンを現行の１日につき２時間を超えない範囲内の形態に加え、１年につき１０日相当を超えない範囲内の形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能とする制度。

また、上記の制度拡充に伴い、取得期間、上限時間等の取得要件を規定する。

現行	見直し後
〔取得パターン〕 ① １日に２時間の範囲内で取得可能 2 h １日につき２時間の範囲内で勤務しないこと	〔取得パターン〕 ※いずれを取得するかは職員の選択制 ① 同左（第１号部分休業） 2 h １日につき２時間の範囲内で勤務しないこと ② １年に１０日相当時間数の範囲内で１日当たりの上限時間数なく取得可能（第２号部分休業）【新設】 2 h以上（１日単位で取得することも可） １日につき１０日相当の範囲内で勤務しないこと
〔取得要件〕 ① なし	〔取得要件〕 ① 取得期間【新設】 毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間
② なし	② 第２号部分休業の上限時間【新設】 ア 常勤職員 77時間30分（7時間45分×10日） イ 非常勤職員 １日当たりの勤務時間×10日

現行	見直し後
③取得単位 ア 第1号部分休業 30分単位	③取得単位 ア 第1号部分休業 同左 イ 第2号部分休業 1時間単位【新設】 ただし、勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて部分休業を請求した場合等は1時間未満でも承認可。
④取得時間帯 ア 勤務時間の初め又は終わり	④取得時間帯【廃止】 勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止
⑤なし	⑤取得パターンの変更【新設】 子の養育に著しい支障が生じると認められる特別の事情がある場合は、請求パターンの申出の内容を変更することができる。 《特別の事情の例》 ア 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合 イ 配偶者と別居した場合 ウ その他の申出時に予測することができなかった事実が生じた場合
⑥取消事由 ア 当該部分休業に係る子を養育しなくなった場合	⑥取消事由 ア 同左

イ その他条例で定める事由 (ア) 当該部分休業に係る子以外の 子に係る部分休業を承認する 場合 (イ) 当該部分休業の内容と異なる 内容の部分休業を承認する 場合	イ その他の条例で定める事由 (ア) 【廃止】 理由：部分休業は特定の子に紐付けて承認するものではなく、請求 に係る子全体に対して請求・承認されるものであるため。 (イ) 【廃止】 理由：職員から申出又は請求の撤回がなされることにより、自ずと 承認の効果が無くなるものであり、取消がなされるものではないため。 (ウ) ⑤の特別の事情が生じた場合 【新設】
---	--

4 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日（部分休業取得に関する申請は 7 月 1 日から可能）

5 新旧対照表

長崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年長崎市条例第２号）

改正後	改正前
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条及び第１５条（これらの規定を同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに<u>第１９条第１項から第３項まで及び第項</u>の規定等に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業を請求することができない職員） 第２１条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）〔略〕 （２）勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>を除く。次条において同じ。</u>）	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条及び第１５条（これらの規定を同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに<u>第１９条第１項及び第２項</u>の規定等に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業を請求することができない職員） 第２１条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）〔略〕 （２）勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）<u>を除く。</u>）

(第1号部分休業の承認)

第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第10条の規定による市長が定める特別休暇のうち市長が別に定める休暇（以下この項において「特定特別休暇」という。）又は同条例第14条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特定特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が市長が別に定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲

(部分休業の承認)

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第5条第2項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第10条の規定による市長が定める特別休暇のうち市長が別に定める休暇（以下この項において「特定特別休暇」という。）又は同条例第14条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特定特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が市長が別に定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、

内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で

かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第23条 職員（非常勤職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 〔略〕

〔新設〕

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第23条 職員（非常勤職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 〔略〕

(部分休業の承認の取消事由) 第 2 4 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>	(部分休業の承認の取消事由) 第 2 4 条 <u>第 1 4 条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の長崎市職員の育児休業等に関する条例第 22 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

（長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 次に掲げる条例の規定中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を」を「全部又は一部を」に改める。

(1) 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 3 2 年長崎市条例第 1 7 号）第 1 8 条第 2 項

(2) 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 3 2 年長崎市条例第 3 4 号）第 1 5 条第 2 項

長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和３２年長崎市条例第１７号）

改正後	改正前
(給与の減額) 第１８条　〔略〕 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項に規定する子をいう。）を養育するため１日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日から定年退職日（長崎市職員の定年等に関する条例（昭和５９年長崎市条例第３７号）第２条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の	(給与の減額) 第１８条　〔略〕 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項に規定する子をいう。）を養育するため１日の勤務時間の<u>一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日から定年退職日（長崎市職員の定年等に関する条例（昭和５９年長崎市条例第３７号）第２条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、当

各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和３２年長崎市条例第３４号）

改正後	改正前
（給与の減額） 第１５条　〔略〕 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項に規定する子をいう。）を養育するため１日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が定める教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日から定年退職日（長崎市職員の定年等に関する条例（昭和５９年長崎市条例第３７号）第２条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、市長が定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護	（給与の減額） 第１５条　〔略〕 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項に規定する子をいう。）を養育するため１日の勤務時間の<u>一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が定める教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日から定年退職日（長崎市職員の定年等に関する条例（昭和５９年長崎市条例第３７号）第２条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、市長が定めるところにより、当

者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。